

多賀城西部線の道路運送法第 4 条運行への移行

1. 多賀城西部線の当初の運行目的

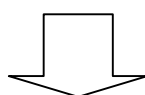
- 多賀城西部線は、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、被災者及び自家用車や運転免許を保有していない交通弱者の移動手段を確保するために、仮設住宅、スーパーマーケット、病院、公共施設、鉄道駅などを経由する循環バスとして、平成 23 年 12 月 1 日より試験運行を開始し、現在まで運行を続けている。
- 試験的に運行している路線のため、道路運送法第 21 条により多賀城市が運営主体となり、株式会社仙塩交通に委託し、国からの補助金（特定被災地域公共交通調査事業）を活用して運行している。

2. 第 4 条運行への移行理由

- 基本的に路線バスは、道路運送法第 4 条による運行でなければならないが、前項のとおり、被災者や交通弱者の移動手段を確保する目的から臨時的に運行するため、道路運送法第 21 条により貸切バス事業者による試験運行を行ってきた。
- 多賀城西部線の利用状況の推移のとおり、利用者数は増加傾向にあり、当初の被災者や交通弱者の移動手段を確保するという目的が達成されており、西部地区の住民に定着しつつある。
- よって、試験運行から本格運行に切り替えるため、道路運送法第 4 条により乗合バス事業者による本格運行に移行することとした。

○道路運送法第 21 条（貸切バス事業者による試験運行）

- 災害、その他緊急時の他、一般乗合旅客自動車運送事業によることが困難な場合で、一時的な需要のために国土交通大臣の認可を受けて地域・期間を限定して行う場合しか乗合旅客の運行をしてはならない。



○道路運送法第 4 条（乗合バス事業者による本格運行）

- 一般乗合旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

※路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客を運送する事業者が、国土交通大臣の許可を得て運行するバスでいわゆる路線バスを指している。

3. 第 4 条運行への移行による変更点

- バスを利用するにあたり、特に変更点はない。なお、多賀城市からの補助は継続されるものの、法的な運営主体と運行主体は交通事業者になることで、民間ならではの工夫や発想によるサービス向上が期待できる。

4. 公共交通会議における審議事項

- ・以下の内容に基づき、平成 27 年 4 月から多賀城西部線について、21 条運行から 4 条運行に切り替えた運行を開始することを予定としている。

審議項目	4 条運行による運行内容
①運行形態	<ul style="list-style-type: none"> ・現在と同様に路線定期運行とする。 (路線定期運行とは、路線設定にかかる起終点及び停留所の時刻設定が定時)
②事業計画・ 運行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・運行路線は、現在と同様とし、多賀城駅から西部地区を循環し、起終点も同様とする。 ・運行時刻は、現在と同様とし、現在の時刻表に沿って、1 日あたり 12 便運行する。 ・バス停留所の名称と位置は、現在と同様とする。
③運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃は、現在と同様とし、一律 200 円とする。 ・また、現在、実施している回数券とフリーパスの企画乗車券も継続する。
④バス車両	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車両は、現在の乗車定員 11 人以上のバス車両で運行する。
⑤最低車両数	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は営業所ごと 5 台+予備 1 台と定められているが、多賀城西部線は短距離の路線であり、1 台で循環して運行している。よって、1 台+予備 1 台の最低車両数で運行する。 <p>※公共交通会議の合意により緩和が可能</p>
⑥車両併用	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は併用不可と定められているが、その他の交通需要により車両を活用することを検討する。 <p>※公共交通会議の合意により緩和が可能</p>

平成 年 月 日

東北運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
連絡先電話番号

印

一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請書

この度、下記のとおり一般乗合旅客自動車運送事業を経営したいので、道路運送法第5条第1項の規定により、関係書類を添え申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

2. 経営使用とする自動車運送事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 事業計画(区域運行)

- (1) 〔営業区域
- (2) 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- (3) 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員11人未満の事業用自動車の数
- (4) 自動車車庫の位置及び収容能力
- (5) 運送の区間
- (6) 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間